

# 横手市学童保育施設管理運営委託事業者募集要項

## 1. 管理・運営施設の概要

- (1) 名称 別紙のとおり
- (2) 所在地 別紙のとおり
- (3) 設置目的等

- ①児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりに資するよう運営を行うこと。
- ②保護者及び児童の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- ③保護者及び児童の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うこと。
- ④市、学校、地域との連携を図り、適切に運営すること。
- ⑤効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。
- ⑥小学校の教育活動や学校管理・運営に支障が出ないように、十分に配慮すること。

- (4) 規模等 別紙のとおり

## 2. 受託者が行う業務内容

### (1) 学童保育施設の運営業務

- ①児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図る業務
- ②児童の基本的な生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行う業務
- ③遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培う業務
- ④児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、その必要な援助を行う業務
- ⑤児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行う業務
- ⑥児童の発達段階を踏まえ、心身の状態等の状況を把握しながら、育成支援を行うこと。
- ⑦障がいや支援を要する児童の受け入れにあたっては、適切な配慮及び環境整備を行うこと。
- ⑧児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、事業の運営及び育成支援に当たること。
- ⑨前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

## 3. 委託期間

令和8年 4月 1日～令和9年 3月31日まで (1年間)

## 4. 管理の基準

- (1) 設置目的を達成するために必要な事業を実施すること。
- (2) 施設は、児童の安全確保を第一とし、新型コロナウイルス等の感染防止対策はもとより、良好な環境衛生及び正常な機能の維持を目的として、法令で定められた法定点検、保守点検及び日常点検を確実に実施し、市が点検結果の提示を求めたときは速やかに提示す

ること。

- (3) 施設の効用を最大限に発揮させるため、創意工夫のある計画的な事業を実施すること。
- (4) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。
- (5) 保護者及び児童に不快感を与えることのないよう、親切かつ丁寧なサービスを提供すること。
- (6) 小学校の教育活動や学校管理・運営に支障が出ないように、十分に配慮すること。
- (7) 市、地域、関係機関、他施設の受託者と密接に連携を図りながら、管理運営を行うとともに、地域活性化に寄与する取り組みを推進すること。
- (8) 保護者及び市等の意見を適確に捉え管理運営に反映し、保護者の満足度を高めること。
- (9) 関係法令を遵守し、適切な対応を図ること。
- (10) 学童保育施設の管理、運営に際し資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めること。併せて、支援員等の雇用も市内に住所を有する者の雇用に努めること。
- (11) 業務上知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損等の事故の防止、その他、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (12) 施設や事業の PR 以外の営利目的のチラシやポスター等を施設や施設のウェブサイトに掲載しないこと。

## 5. 応募の資格

- (1) 法人その他の団体であること
- (2) 横手市内に事業所（事務所）を有すること
- (3) 団体またはその代表者が次に該当しないこと
  - ① 当該団体の責めに帰すべき事由により横手市から入札参加資格者名簿の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない団体
  - ② 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
    - ア 学童保育施設の管理・運営を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
    - イ 破産者で復権を得ない者
    - ウ 横手市における学童保育施設管理運営委託契約の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体

## 6. 学童保育運営に要する経費

### (1) 市からの委託料

1 支援単位あたり 10,200 千円を基準とし、定員や施設規模によって増減する。

・委託料として人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、賃貸借料、備品購入費とする。

### (2) 市が負担する経費（市が所有する施設に限る）

3 万円以上の備品購入費、30 万円以上の修繕費、大規模改修工事経費、建物火災保険

### (3) 非精算方式

委託料に不足額又は余剰金が生じた場合でも、原則、市がこれを補填し、又は余剰金を市に納入させる等の処理は行わないものとする。

### (4) 受託者が負担する経費

事務費・燃料費・備品購入費（受託者の買い替えるもの）・ワークショップ等イベントの開催に係る経費・等

### (5) 会計の独立と管理口座

受託者は、自身の団体とは独立した会計帳簿及び経理規程を設けるとともに、収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

### (6) 備品について

施設に配置されている現状の備品を使うものとします。なお、受託者が自己の費用により購入することも可能とする。

## 7. 応募の手続き

### (1) 提出書類（2 部）

- ① 学童保育施設運営受託意向申請書（様式第 1 号）
- ② 学童保育施設運営受託事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 学童保育施設運営に係る収支計画書（様式第 3 号）
- ④ 団体の定款又は他これらに準じるものの写し
- ⑤ 法人でない団体にあつては、会則等の写し
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書（納税義務のない団体においては、代表者に係るもの）  
または納税証明書がない旨及びその理由を記載した申立書
- ⑦ 団体の経営状況を説明する書類（直近 3 年分）
- ⑧ 法人でない団体にあつては、役職を記した会員等名簿
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(2) 問合せ及び提出先 (担当課)

郵便番号 013-8601 横手市中央町8番2号

横手市役所 市民福祉部 子育て支援課 子ども育成係

担当 黒澤・畑山・後藤 (横手市役所本庁舎4階)

電話 0182 (35) 2133 FAX0182 (32) 9709

E-mail [kosodate@city.yokote.lg.jp](mailto:kosodate@city.yokote.lg.jp)

(3) 提出期限 (締切日)

令和 7年 6月13日 (金) 午後5時15分

8. 募集に関する質問

〈受付期間〉令和 7年 5月 26日 (月) ~令和 7年 6月6日 (金)

午前8時30分から午後5時まで (土日は除きます)

〈受付方法〉担当課へ質問内容をFAXかE-mailで送信してください。

〈回答方法〉 6月9日までに質問への回答はHPで公表します。

9. 選定基準及び決定

「横手市学童保育施設受託候補者決定基準」により、受託者の候補者を決定します。この候補者は学童委託選定委員会に諮られ、書類審査後に受託者として決定になります。

10. 応募に際しての留意事項

- (1) 提出された書類は、提出期限が過ぎた場合には、その内容を変更することはできません。
- (2) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 応募に伴う費用は、応募者の負担となります。
- (4) 提出された書類は、返却いたしません。